

第 3 1 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を非公開又は一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、天白区地域環境審議会（以下「本件審議会」という。）の傍聴手続に関する行政文書公開請求に対する非公開決定又は一部公開決定に係るものである。

したがって、相互に密接な関連性が認められることから、本件各審査請求について、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 平成30年 1月 9日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、「天白区地域環境審議会について、会議の傍聴申し込み締め切りを 1週間前と決めた経過がわかる文書及び 1週間前とする理由が判る文書。当該案内（天白区地域環境審議会開催のお知らせ）の文章起案にあたって現担当者が前任者等から起案文章の作成にあたって現在の案内とすることを引き継いだことが判る文書。メモ等。」の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

(2) 同年 1月17日、実施機関は、本件公開請求①の対象となる行政文書は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同年 2月 6日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

- (1) 平成30年 2月15日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、「天白区地域環境審議会（2018年 2月22日開催予定）の名古屋市ホームページ会議開催のお知らせの傍聴に関する記録が、「傍聴者定員に満たない場合は、平成30年 2月21日（水曜日）の午後 5時15分まで電話にて先着順で受付けます。ただし、定員になり次第、受付を終了します。」と今までと異なっている。この変更の理由や根拠がわかる全ての文書。」の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。
- (2) 同年 2月28日、実施機関は、本件公開請求②に対して、「第58回天白区地域環境審議会の「会議の開催のお知らせ」及び「会議開催通知」について」（以下「本件決裁文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 同年 4月12日、審査請求人は、本件処分②のうち、本件決裁文書のほかに請求の対象となる行政文書が存在しないことを不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件処分②後に、本件公開請求②の対象となる行政文書として「道路公害反対愛知県民会議からの「地域環境審議会傍聴手続きの改善を要望します」の要望について」（以下「本件供覧文書」という。）並びに「平成29年12月21日開催 公害対策担当主幹会議議事メモ及び配布資料」及び「平成30年 2月15日開催 公害対策担当主幹会議議事メモ及び配布資料」（以下「本件会議資料」という。）を追加特定し、それぞれ同年30年 9月 6日及び平成31年 3月15日に一部公開決定を行っているが、審査請求人は、これらの処分について審査請求を行っていない。

第 4 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の全部又は一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。
- (1) 審査請求①について

請求に係る行政文書は作成しておらず、文書が存在しないため、非公開とする。

- (2) 審査請求②について

ア 公開請求のあった行政文書に記載されている担当者の氏名の記述は、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認めるものであるため、非公開とする。

イ 公開請求のあった行政文書に記載されている団体の印影は、当該団体に明らかに不利益を与えると認められるものであるため、非公開とする。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 本件審議会は、附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）に基づき、天白区地域環境審議会運営要領（平成27年10月14日施行。以下「本件審議会運営要領」という。）を定めている。傍聴の手続は、本件審議会運営要領に定めるとおり、会議開催の都度、「会議開催のお知らせ」を作成する方法により行っており、その中で傍聴の受付締切日を決めている。

イ 人事異動があった場合の引継ぎについては、全てにおいて文書を残す必要はなく、本件に関係ないものであるため、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 審査請求②について

ア 平成29年 8月24日に、審査請求人から、同年 8月28日開催の第57回本件審議会について、傍聴希望の電話連絡があったが、「会議開催のお知らせ」に記載した申込期限（同年 8月21日）を過ぎていたため断った。

イ 同年12月 7日に、環境局総務課で收受した「地域環境審議会傍聴手続きの改善を要望します」（以下「本件要望書」という。）により、審査請求人から、「全区の地域環境審議会の傍聴手続き締め切りを 1週間前に限るなど、市民の知る権利を制限するようなことを止めてください。」と要請があった。

ウ このため、平成30年 2月22日開催の第58回本件審議会に係る傍聴の受付について、開催日の 2週間前である同年 2月 8日から開催日の 1週間前である同年 2月15日までとするものの、定員に満たない場合は、開催日前日である同年 2月21日午後 5時15分まで電話で先着順に受け付けると改めた。なお、この経緯は、本件決裁文書に明記されている。

エ 本件審議会の傍聴手続については、上記 (1)の説明と同様である。

オ 行政文書は存在しないが、平成30年 1月頃、本件審議会の開催決裁に先立ち、天白保健所長に傍聴の締切期限について口頭にて了解を得た。その後、本件審議会会长にも口頭にて了承を得た。

カ 審査請求人から平成30年 7月20日付けで反論意見書が提出され、再度本件処分②について精査したところ、本件決裁文書以外に公開決定すべき文書が確認できたため、同年 9月 6日付けで本件供覧文書を一部公開決定した。その際、審査請求人から、「知りたいのは、この文書ではない」との発言を受けた。

キ カの一部公開決定の際に、審査請求人に本件会議資料を抜粋したもの情報を提供したところ、平成31年 1月31日付けの反論意見書において、本件会議資料そのものを公開するよう記載されていたことから、同年 3月15日付けで本件会議資料を一部公開決定した。

ク 審査請求人は、傍聴手続を変更した理由や根拠を記載した文書の存在を主張しているが、その文書は公開しており、他の文書は存在しないため、審査請求人の主張には理由がない。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、本件公開請求①及び②において請求した行政文書を公開するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求①について

ア 各区で受付期間を決めた文書があるはずで、それに基づいてホームページに掲載しているはずである。行政が根拠や理由となる文書なく手続を決め、傍聴を規制するとは考え難い。「会議開催のお知らせ」で傍聴の締切りを開催日の 1週間前とする内容を起案するにあたり、根拠や参考とする何らかの文書が存在するはずである。

イ 人事異動があった場合、引継ぎのための文書も作成せず、現担当者は

文案に齟齬がないことをどう確認するのか。文書も引継ぎもなく手続が行われるとは考えられない。

(2) 審査請求②について

ア 傍聴手続を変更するにはそれなりの手続と理由があったはずであるが、公開された文書にはそれらの記載はない。これ以外の文書がないなら、担当課だけで変更できることになるが、それはあり得ない。したがって、傍聴手続を変更した理由や根拠を記載した文書は存在するはずである。

イ 事務取扱要綱第4条には、情報公開条例施行細則第17条第2項に規定する傍聴に係る手続は「附属機関等の会議の傍聴要項（準則）」に準じて、各附属機関等で定めるとされており、この要項第2条には、傍聴者の定員及びその決定方法は、「審議会の会長が、○○局○○部○○課の長と協議の上定める」とされている。申込期日に係る規定はないのだから、この条項を準用して手続を行うべきである。

ウ 実施機関が平成30年9月6日付けで追加公開又は提供した文書に、第58回本件審議会の開催のお知らせをホームページに掲載する前の日付の文書が含まれていたため、「知りたいのは、この文書ではない」と発言した。また、このとき実施機関が情報提供した文書は本件会議資料の抜粋であり、原本ではない。本件会議資料の原本を公開すべきである。

エ 具体的な検討事項や文案なく、「会議開催のお知らせ」の起案者が傍聴手続を具体的に変更できるとは思えない。

(3) 上記(1)及び(2)に加えて、審査請求人が口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件公開請求①前に、本件審議会の傍聴を希望したところ、申出期限を経過していたことを理由に断られた。傍聴手続がホームページにいつ掲載されるかわからないうえ、本来は会議開催当日の受付でもいいように思うのに、なぜ受付が会議開催日の1週間前でなければならないのか、その理由及び根拠がわかる文書の公開を求めるため、本件公開請求①を行ったが、文書はないという回答であった。根拠なく傍聴が断られるのはおかしい。担当者が変わっても同じ事務をするのだから、申し送りがないはずはない。

イ 傍聴が断られた後に開催された本件審議会の傍聴手続は、会議開催日の1週間前に定員を超えていなければ、前日まで電話での申込みを受けるよう変更されていた。変更に至った議論や検討の経過がわかる文書の公開を求めるため、本件公開請求②を行ったところ、いくつかの文書は公開されたが、傍聴手続を具体的にどういう内容にするかをどのように決めたかがわかる文書は出てこなかった。今後の方針を決めた文書がなければ、「会議開催のお知らせ」を起案する度に傍聴手続が変わることになる。担当者が「会議開催のお知らせ」を起案するにあたり、傍聴手続の記載の根拠とした文書を探し出してほしい。

ウ 公開された文書では、傍聴手続を変更したことがどこでどう決まったかが示されていない。決めた根拠や誰がいつ決めたかが記載された議事録、打合せメモ等がなければおかしい。そのような文書がなく、変更を決めたのは根拠がないということであり、根拠なく物事が進んでいくのが行政の在り方ということを行政が認めることはあり得ない。どこで何がどう決まったかを追求してほしい。

第6 審査会の判断

1 争点

以下の2点が争点となっている。

- (1) 本件公開請求①に対し、特定すべき行政文書（以下「本件対象文書①」という。）が存在するか否か。
- (2) 本件公開請求②に対し、本件決裁文書、本件供覧文書及び本件会議資料（以下これらを「本件行政文書」という。）のほかに特定すべき行政文書（以下「本件対象文書②」という。）が存在するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件対象文書①及び②について

- (1) 本件審議会は、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）第30条に基づき、市長の附属機関として、区域ごとに置かれ、その区域に係る環境の保全に関する施策に関し、その区域内に住所を有する市民の申立てに基づき、又は自らの判断に基づき、調査審議することなどを所掌するものである。
- (2) 条例第36条は、実施機関に置く附属機関は、原則としてその会議を公開するものと規定している。また、名古屋市情報公開条例施行細則（以下「施行細則」という。）第16条及び第17条は、附属機関は、公開する会議を開催する場合は、あらかじめ、会議を開催する日時、場所等を公表するほか、原則としてその会議を傍聴させ、傍聴に係る手続及び傍聴する者が遵守すべき事項（以下「傍聴に係る手続等」という。）を定めるものとそれぞれ規定する。
- (3) 附属機関の会議開催の事前公表について、事務取扱要綱第3条及び第4条は、会議の名称、開催の日時及び場所、議題及び公開・非公開の別、傍聴の定員及び手続（会議を公開する場合に限る。）等を記載した「附属機関等の会議の開催のお知らせ」を作成し、原則として、当該会議の開催日の2週間前までに公表するほか、傍聴に係る手続等は、各附属機関で定めるものとそれぞれ規定する。
- (4) 本件審議会が、上記(2)及び(3)に基づき傍聴に係る手続等を定めている本件審議会運営要領を見分すると、第3、第4及び第5において、審議の公開に関しては、条例、施行細則及び事務取扱要綱に定める手続に基づき行うこと、傍聴者の定員は10名までとし、傍聴者の決定方法は抽選とすること、傍聴を希望する者は、事務取扱要綱第3条の規定に基づき作成した「会議開催のお知らせ」に記載する方法により申出をすることとされており、そのほか審議会の運営及び会議の傍聴に関し必要な事項は、第17において、「会長が審議会の会議に諮り又は保健所長と協議の上決定すること」とされている。
- (5) 実施機関は、上記第42のとおり、本件審議会運営要領に基づき、本件審議会の開催前に、「会議開催のお知らせ」を公表している。この「会議開催のお知らせ」に記載する傍聴手続について、実施機関は、本件公開請求①時は、会議開催日の1週間前まで申出を受付けるとしていたが、本件

公開請求②時には、会議開催日の1週間前で締切るが、定員に満たない場合は、会議開催日の前日の午後5時15分まで受付けるとしており、本件公開請求①時と本件公開請求②時では、本件審議会の傍聴申出の受付に係る取扱いが変更されている。

(6) 公開請求書の文言から、本件対象文書①は、本件審議会の傍聴申出の期限について、実施機関が会議開催日の1週間前までとした経緯及びその理由が記載されたもの並びに本件審議会の「会議開催のお知らせ」に係る担当者の引継文書と解される。

また、本件対象文書②は、第58回本件審議会に係る「会議開催のお知らせ」に記載された傍聴手続について、実施機関が従前の取扱いを変更した理由及びその根拠が記載されたものと解される。

4 本件対象文書①の有無について

(1) 本件公開請求①時の本件審議会の傍聴手続については、上記3(4)において述べたところであり、傍聴申出の期限に関する行政文書は、実施機関が会議開催の都度作成する「会議開催のお知らせ」のみであるものと認められる。また、実施機関において、「会議開催のお知らせ」起案の事務に係る引継文書は作成されていない。

これに照らせば、本件対象文書①は存在しないことについての実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足りる事実も認められない。

(2) したがって、本件対象文書①は存在しないと認められる。

5 本件対象文書②の有無について

(1) 当審査会の調査によると、実施機関が、本件公開請求②前に、本件審議会の傍聴手続を変更したことに関し、次の事実が認められる。

ア 平成29年12月7日、環境局総務課は、審査請求人からの本件要望書を收受した。これには、本件審議会の傍聴を断られた経緯のほか、本件審議会を含む地域環境審議会の傍聴手続に関する質問等が記載されている。

イ 同年12月18日、環境局環境企画課は、審査請求人に「地域環境審議会傍聴手続きの改善の要請と回答のお願いについて（回答）」（以下「本件回答書」という。）を交付した。これには、本件審議会を含む地域環境審議会の傍聴手続は、各審議会の運営要領で定められているが、申出の期限に係る規定はないこと、会議の傍聴に関することで運営要領に定

めのない事項は、「会長が会議に諮り又は保健所長と協議のうえ決定する」こと等が記載されている。

ウ 同年12月21日、環境局の公害対策担当主幹会議で、地域環境審議会の傍聴手続の改善について検討された。この会議に係る議事メモ及び配布資料が、本件会議資料のうち、「平成29年12月21日開催 公害対策担当主幹会議議事メモ及び配布資料」であり、上記ア及びイの経緯が記載されている。

エ 平成30年 2月 2日、実施機関は、第58回本件審議会の傍聴手続について、会議開催日の 1週間前で締切るが、定員に満たない場合は、当該会議開催日の前日まで受付ける旨を記載した「会議開催のお知らせ」に係る決裁を施行した。この決裁に係る文書が本件決裁文書であり、締切後に傍聴希望者がいたことや上記アの経緯から傍聴手続を改める旨が記載され、本件要望書が添付されている。

オ 同年 2月13日、南保健所が、審査請求人からの「地域環境審議会傍聴手続きの改善を要望します」を收受した。本件供覧文書は、この收受文書に係るものであり、上記アと同様の事項のほか、本件回答書を交付された際に、審査請求人が実施機関から説明を受けた事項等が記載されている。

カ 同年 2月15日、環境局の公害対策担当主幹会議で、地域環境審議会の傍聴受付について柔軟な対応をするよう周知された。この会議に係る議事メモ及び配布資料が、本件会議資料のうち、「平成30年 2月15日開催 公害対策担当主幹会議議事メモ及び配布資料」であり、会議における周知事項が記載されている。

(2) 実施機関が、本件行政文書を特定したのは、公開請求書の文言から、本件審議会の傍聴手続を変更した理由及びその根拠が記載された行政文書が求められているものと解釈したものと推認される。

公開請求の対象となる行政文書は、特段の事情のない限り、公開請求書の文言から社会通念上読み取れる範囲内で解すれば足りることから、この実施機関の解釈は妥当である。しかし、実施機関の解釈に基づけば、上記(1)から、本件回答書は本件対象文書②に該当する行政文書である。このため、実施機関は、本件回答書についても特定し、非公開情報を除いて公

開すべきであった。

(3) 一方で、審査請求人は、本件審査請求②の趣旨として、本件公開請求②において請求した行政文書の公開を求めているところ、口頭による意見陳述において、本件公開請求②において請求した行政文書とは、実施機関が特定した本件行政文書ではなく、実施機関が、本件審議会の傍聴手続の変更を、何に基づき、どのように決定したかが記載された行政文書であると述べている。上記(1)イのとおり、本件回答書にはそのような記載は見当たらず、既に実施機関が審査請求人に公開した本件行政文書と同様の内容が記載されるのみであることから、審査請求人の主張を踏まえれば、本件回答書は、審査請求人が本件公開請求②において請求した行政文書ではないこととなる。

加えて、本件回答書は、実施機関が審査請求人に交付したものである。

(4) したがって、本件回答書は、公開請求書を形式的に解釈すれば、本件対象文書②に該当するが、当審査会が、本件回答書を本件対象文書②として特定し、非公開部分を除き公開する旨の答申をすることに、審査請求人の利益があるとは認められない。

また、上記第42(2)オのとおり、実施機関が、本件審議会の傍聴手続を変更することについて、天白保健所長及び本件審議会会長から了承を得たことが記載された行政文書は存在しないなど、審査請求人が本件審査請求②において公開を求める行政文書を含め、ほかに本件対象文書②に該当する行政文書の存在をうかがわせる事実も認められない。

(5) 以上のことから、本件対象文書②として、改めて公開すべき行政文書は存在しないと認められることから、本件処分②は、結論において妥当であると言わざるを得ない。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記4及び5において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①

年 月 日	内 容
平成30年 3月 1日	諮問書の受理
3月30日	弁明書の受理
5月21日	反論意見書の受理

(2) 審査請求②

年 月 日	内 容
平成30年 5月 1日	諮問書の受理
6月 7日	弁明書の受理
7月20日	反論意見書の受理
12月 7日	弁明書に対する追加説明等についての受理
平成31年 1月31日	反論意見書の受理
令和元年 6月 4日	弁明書に対する追加説明等についての受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 2年12月18日 (第16回第 3小委員会)	調査審議
同日 (第16回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
令和 3年 1月22日 (第18回第 3小委員会)	調査審議
2月 3日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人